

一般事業主行動計画

計画期間平成 23 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日

1. 小学校 3 年生の 3 月末日までの間の子を養育する社員を対象とする育児短時間勤務制度を就業規則に定める。

対策	平成 23 年 12 月～	制度の内容について検討
	平成 23 年 12 月～	制度導入後周知

以上